



## 背景・目的

- 近年、国民の家庭動物等飼養に対する関心が高まっている一方で、都道府県等の収容施設に引き取られる犬及び猫の数は、平成26年度に約15.1万頭となっており、そのうち約10.1万頭が殺処分されている。
- 平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法においては、都道府県等が引き取った犬猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者への返還や新たな飼い主への譲渡に努めるものとされた。

## 事業概要

- 都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付。  
交付先：都道府県、政令市及び中核市  
補助率：1/2以内

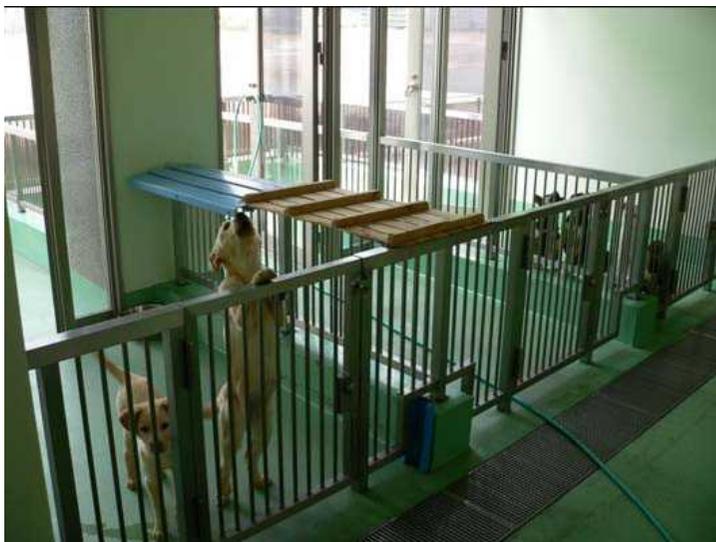
## 事業目的・概要等

### 効果

- 動物愛護管理に関する基本指針では、平成35年度までに犬及び猫の引取り数10万頭を目指すこと、殺処分の更なる削減を目指すことを目標に掲げている。
- 犬及び猫の引取り数及び殺処分数を大幅に減少させるためには、収容前の普及活動とともに、収容後の譲渡機会の拡大が重要であり、そのためには、収容・譲渡施設の拡充・改善を図ることが不可欠である。
- 施設の改善を図ることにより、適正飼養の啓発の場の確保による引取り数の減、及び引き取った犬猫の収容期間の延長、返還・譲渡機会の増大が図られ、殺処分数、殺処分率の減少を図ることが出来る。

### ◇保管施設の新築・改築・改修

(動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等が必要)



### ◇譲渡のための専用スペースの設置 (改修を含む)

(譲渡希望者等とのふれあいの場、適正譲渡講習会等の実施会場)



## イメージ